

13. エネルギー分野

エネルギー(1)	ガス事業におけるメンブレンガスホルダの認定【新規】
規制の現状	<p>ガス工作物としてのガスホルダの構造は「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」によって規定され、その具体的技術要件を示す「ガス工作物技術基準の解釈例」では鋼板製のガスホルダを前提に定められている。</p> <p>欧州等で多くの実績のあるメンブレンガスホルダを使用する際、「当該省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠がある」ことを確認するため、都度、技術基準適合性評価委員会に諮って評価を受ける、あるいは過去の同一物設置実績を調査することとなるが、いずれも設置者は膨大な技術的検討・試算資料の提出が要求される他、審査終了までに長期間を有する。</p>
要望内容	<p>「ガス工作物技術基準の解釈例」においてメンブレンガスホルダに関する基準を追加するなどによって、本審査の省略・簡略化すべきである。</p>
要望理由	<p>特に中小規模のガスホルダの選択肢を広げ、バイオガスプラントの建設コストを下げることによって、バイオマス利用の一層の促進が期待できる。</p>
根拠法令等	<p>ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第32条 ガス工作物技術基準の解釈例 第37条</p>
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院ガス安全課

エネルギー(2)	核燃料加工事業の変更の許可申請に対する審査期間の短縮【新規】
規制の現状	核燃料加工の事業は許可制度となっており、また、事業の許可を受けた事業者が、加工設備及びその付属施設の設備や加工の方法について変更しようとするときには、変更申請を行い、変更許可を受ける必要があるが、事前ヒアリング～変更申請～変更許可に要する期間が、最近2回の例で、約18ヶ月並びに約14ヶ月と、長期間を要している。
要望内容	審査人員数の適正化、審査内容の効率化等により、審査期間を現状の半分程度に短縮すべきである。
要望理由	核燃料加工の事業は、他産業と比べると比較的製品設計や加工方法の変更サイクルが長い事業ではあるが、電力自由化に伴う海外製核燃料との競争激化への対応や最新の技術に基づく設備導入対応等の観点から、加工設備や加工の方法の変更を適時、短期間で実施する必要性が生じてきている。 加工事業変更許可に関して、事前ヒアリング～変更申請～変更許可に長期間を要することは、事業者として意志決定後、実際の事業展開までのタイムラグが大きく、顧客ニーズへの対応が遅れるばかりか、国際競争の中で事業を展開する上で非常に不利となり、事業者の国際競争力を弱体化する可能性がある。
根拠法令等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第16条
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

エネルギー(3)	原子力安全委員会における規制基準への民間規格の迅速な活用【新規】
規制の現状	<p>国は、規制基準は要求性能を中心とした規定とし、その実現方法として学協会規格をはじめとする民間規格を積極的に活用する方針に従って改正を進めていくとしている。原子力安全委員会における指針類も、実質的に安全確保に係る規制基準として用いられているものである。</p> <p>一方、日本原子力学会では、「BWRにおける過渡的な沸騰遷移後の燃料健全性評価基準」等新知見に基づき、新たな安全評価基準を制定し、標準として出版を図りつつあるが、現状、原子力安全委員会としてこれら基準を迅速に引用する仕組みが明確になっていない。</p>
要望内容	<p>原子力安全委員会においては、民間規格を積極的に規制基準として活用するため、その認証制度を確立すべきである。</p> <p>さらにその際、学協会の技術的専門性を尊重し、また、当該規格策定に際しての学協会での公正、公平、公開を重視した策定プロセスを尊重して、合理的かつ迅速な認証手続きとすべきである。</p>
要望理由	<p>「原子力安全委員会における規制基準への民間規格の迅速な活用」により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の知見を反映した基準の採用が可能となる ・新しい技術を適切に反映することで安全確保の実効性を高めるとともに、合理的な設計も可能となる <p>現在国は、民間規格「維持規格」「設計建設規格」の活用について、精力的に進めているが、これ以外の民間規格、特に、原子力安全委員会における民間規格の認証については、その制度が確立されていない。現在策定が終了している原子力学会標準、並びに、今後策定する新たな民間規格をも対象とした、原子力安全委員会による合理的かつ迅速な民間規格の認証に向けての手順を確立すべきである。</p>
根拠法令等	<p>原子力安全委員会指針類 発電用軽水炉型原子炉施設に関する安全設計審査指針 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 沸騰水型原子炉の炉心設計手法及び熱的運転制限値決定手法について 他</p>
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全委員会審査指針課

エネルギー(4)	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和
規制の現状	<p>①発電用原子炉及びその付属設備は13ヶ月を越えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(平成15年10月より新規追加)を受けなければならない。また経済産業省の直接立会検査が実施されている。</p> <p>②定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検ができず、連続作業のホールドポイントとなっている。</p> <p>③供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。</p>
要望内容	<p>①定期検査等間隔の延伸:原子炉及びその付属設備の定期検査(定期事業者検査の安全管理審査を含む)の間隔を2年程度に延長すべきである。</p> <p>②官庁立会検査における検査待ち時間発生回避</p> <p>③定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化</p>
要望理由	<p>設備利用率を向上できる上記事項の導入により、原子力発電所設備の有効利用を図る。</p> <p>①、②については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下で検査の在り方について検討がなされており、基本的な方向性が示されている。今後、具体的な制度設計にあたり、全プラントが硬直的に一律13ヶ月に制限される定期検査間隔の見直しやオンラインメンテナンスの導入など、現状の定期検査制度について合理的な制度となるよう見直す。また、今後、独立行政法人が実施する検査立会は24時間体制とする方向で検討中と聞いているが、現在、連続作業のホールドポイントとなっている国の定期検査立会についても同様に24時間体制とすべきである。</p> <p>③については、定期検査は今後、点検・保守プロセスも含めた施設の健全性確認に移行することが検討されており、事業者の日常の保安活動の取り組み状況を確認する保安検査と目的、対象等が類似している。電事法改正時に参議院でも「検査制度全体を監査型体系に移行することを含め、検討を進めること。」との附帯決議がなされており、将来、より効率的な運用のため、両者を保安検査に一本化、あるいは定期検査の自主検査化を考慮する必要がある。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法 第54、55条 電気事業法施行規則 第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16条の2</p>
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課

エネルギー(5)	事業所外運搬時の原子力災害特別措置法第10条の通報対象見直し【新規】
規制の現状	原子力災害対策特別措置法の第15条で定義される原子力緊急事態に至るおそれのない、低レベル放射性廃棄物や中に使用済み燃料が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸送する場合にも、第10条の通報が求められている。また事業所外運搬の際には、周辺に影響のない極微量の放射性物質の漏えいでも、第10条の通報をしなければならない。
要望内容	原子力災害対策特別措置法施行規則第9条第1項第3号において、L型とIP-1型輸送物は、同法第10条の通報対象から除外されている。 原子力緊急事態に該当する漏えいが理論的に発生しないA型輸送物と、同施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質(IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物)の運搬についても同様に、同法第10条の通報対象から除外すべきである。
要望理由	原子力災害対策特別措置法は原子力災害から国民の生命・身体及び財産を保護することを目的としており、事態が進展しても原子力災害が発生しない物の輸送に対して通報を求めるのは、法の目的を逸脱している。 A型輸送物にはA2値(原子力緊急事態となる漏えい量)を超える放射性物質は含まれていないため、漏えいにより原子力災害が発生する可能性はない。またIP型からの漏えいは、法令上原子力緊急事態に該当しない。 従って、これらの輸送物からの漏えいは、第10条通報から除外すべきである。
根拠法令等	原子力災害対策特別措置法 第10条 原子力災害対策特別措置法施行令 第4条第4項 原子力災害対策特別措置法施行規則 第9条第3号
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院原子力防災課

エネルギー(6)	原子力分野におけるクリアランスの法制化【新規】
規制の現状	原子力発電所の放射線にかかる管理区域内で発生する廃材等は、原子炉等規制法の適用を受け続けるため、放射能レベルが十分低い場合であっても、一般産業におけるリサイクル又は産廃処分を行うことができない。
要望内容	<p>もはや放射性として取り扱う必要のない値は既に算出されているので、管理区域から発生する廃棄物が、性状により適切に取り扱えるよう法令に明確に位置づけるべきである。</p> <p>具体的には、放射性核種毎に、もはや放射性として取扱う必要のない放射能レベルと、そのレベル以下であれば原子炉等規制法をはずれ廃掃法により適切に規制を受けることをそれぞれの法体系に記載する。</p>
要望理由	<p>平成11年に原子力安全委員会において「もはや放射性として扱う必要のない放射能レベル※」は算出、公表されている。</p> <p>また、既に原子力開発長期計画等にも制度化の必要性が政策として謳われている。</p> <p>原子力分野においても、社会全体と整合の取れた、資源リサイクルや環境負荷低減などの方向を模索しているが、放射性物質として扱う必要のない物に係る制度化が整備されていないためこの道が閉ざされており、健全な産業活動発展の妨げとなっている。</p> <p>(※自然界の放射線レベルより十分小さく、健康に対するリスクが無視できるレベル)</p>
根拠法令等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第35条ほか 実用発電用原子炉の設置運転に関する規則 第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁放射性廃棄物対策室 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

エネルギー(7)	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義の見直し【新規】
規制の現状	<p>原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく定められており、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある。逆に、原子力事業所の近く(防災指針において定められた「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」の目安の距離内)でも関係隣接都道府県になれない可能性もある。</p> <p>更に、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等に何ら変更がなくとも、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。</p>
要望内容	<p>原子力災害対策特別措置法の第7条第2項の関係隣接都道府県に関する記載「当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の知事」を、防災指針で定められたEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の知事」のような記載に変更すべきである。</p> <p>この場合、関係隣接都道府県から関係周辺都道府県と名称を変更する。なお、現在EPZ外の関係隣接都道府県知事については、関係周辺都道府県知事の要件を定める政令で、「当該原子力事業所の防災業務計画に協議対象として記載してあるなど、実質的に関係周辺都道府県知事と同等の扱いを受けている都道府県知事」と記載することにより、現在の関係を維持できるようにする。</p>
要望理由	<p>原子力事業所の「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれる市町村を有していても、その市町村が所在市町村に隣接していないとの理由で第10条の通報を受ける権利がないのは、住民の安全対策上問題がある。</p> <p>また、現在県境を有していない所在市町村が県境を有している周辺の市町村と合併することにより、隣接する都道府県が新たに関係隣接都道府県となるのは、現時点で不要なものが、市町村合併後には必要になるということであり、技術的に説明できない。</p>
根拠法令等	原子力災害対策特別措置法 第7条第2項
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院原子力防災課

エネルギー(8)	放射線業務に係る労働時間延長制限の撤廃【新規】
規制の現状	<p>原子力発電所では放射線業務従事者の管理区域内入域時間(8時間+労働時間延長2時間)が規制されていることから、放射線をほとんど受けない場合であっても作業時間の制約を受け、定期検査時等における作業効率の低下、あるいは急を要するトラブル時の対応が制限されている状況にある。このことは他の放射線施設および原子力施設でも同様である。</p>
要望内容	<p>放射線業務に係る労働時間の延長が2時間である制限を撤廃すべきである。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法施行規則第18条から、該当条文である「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務」を外す。 あるいは、 ・労働基準法施行規則第18条に但し書きとして「個人の暴露量を把握し関連法令で定める限度を超えないことが明らかな場合にはこの限りでない」旨追記する。
要望理由	<p>以下の事由から、放射線業務を労働基準法施行規則第18条に定める他の業務と一律に、健康上特に有害な業務として労働時間の延長を制限する必然性はなく、条文から外すことが妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に個人の線量限度が定められていること。 ・計測技術の進展により、個人の管理区域入域毎の線量がきめ細かく把握でき、作業場所の線量測定と相まって個人の線量が法令の限度を超えないように管理できること。 ・現状、放射線業務従事者の線量は、法令の線量限度と比較して十分低い水準に管理されていること。
根拠法令等	<p>労働基準法 第36条 労働基準法施行規則 第18条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省労働基準局労働衛生課</p>

エネルギー(9)	女性の放射線業務従事者に係る法令間の整合性の確保【新規】
規制の現状	<p>女性の放射線管理について「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」では「妊娠不能と判断されたもの及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出たものを除く」とされている。</p> <p>一方「電離放射線障害防止規則」では「妊娠する可能性がないと診断されたものを除く」とだけあり、「妊娠の意志のない旨を書面で申し出たもの」がないという不整合が生じている。</p>
要望内容	<p>女性の雇用機会均等の観点から、職業被ばくに関して明らかに知識があり、かつ個人の意志で「妊娠の意志なし」と申し出た女性に対しては、妊娠可能な女性作業員の線量限度を適用しないものとして「妊娠不能と判断されたもの及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出たもの」とし法令間の整合を図るべきである。</p>
要望理由	<p>放射線審議会においても下記のような意見具申がされており、それを国内法令へ反映すべきである。国際的にも今の制限が男女の別なく適用できるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会からの意見具申(98年6月) 「妊娠する意志のない者や閉経後の者等で妊娠の可能性のない者においては、必ずしも上記の限度(妊娠可能な女性の職業被ばくに対する線量限度)を適用する必要はない。」 ICRP90年勧告 「いかなる受胎産物に対する防護の基準も、一般公衆の構成員に対し与えられているものとほぼ同等であるようにすべきであるというのが、委員会の方針である。職業被ばくに関し勧告された線量限度を含めて委員会より勧告された防護体系のもとで、妊娠の申告前に母親が被ばくしても、委員会はその方針が適切に適用されていると考える。この根拠から委員会は、女性一般に対する特別な職業上の線量限度を勧告しない。」
根拠法令等	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第9条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示 第6条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第20条 電離放射線障害防止規則 第4条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省労働基準局労働衛生課 (原子力安全・保安院原子力発電安全審査課) (文部科学省科学技術学術政策局原子力安全課)</p>

エネルギー(10)	女性の放射線業務従事者の管理に係る不合理な規制の見直し
規制の現状	<p>妊娠中の女性放射線業務従事者に関しての線量限度の設定について、「電離放射線障害防止規則」では始期を「妊娠と診断されたときから」とされており、本人の申し出等により事業者が妊娠の事実を知った時点で既に線量限度を超えている場合、不可避に事業者が法令違反を問われる可能性がある。</p> <p>一方「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」では、使用者や原子炉設置者等が「本人の申し出等により妊娠の事実を知ったときから」となっているため上記のような問題は生じない。</p>
要望内容	<p>電離放射線障害防止規則第6条において「事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者が、妊娠と診断されたときから本人の申し出等により事業者が妊娠の事実を知ったときまでの間に受けた線量が第1項に定める値を超えた場合には放射線業務に従事させてはならない。」などとし、事業者が妊娠の事実を知る以前の線量限度超えに対し、事業者が法令違反を問われることがないようにすべきである。</p>
要望理由	<p>女性の放射線業務従事者の妊娠という、本人の申し出等がなければ事業者が知り得ない事項に関して、合理的な規制となるとともに、女性の放射線業務従事者にとっても、申し出後における適切な取扱いが確保される。</p> <p>2002年度経団連規制改革要望である「放射線業務に係る同種法令間の整合」に対する厚生労働省からの回答では、「事業者への妊娠の申し出の時期によって最低基準の取扱いが変わることがないよう、妊娠と診断されたときに遡って被ばく線量管理を適用するため」とされているが、本人の申し出等により事業者が妊娠の事実を知った時点で既に線量限度を超えている場合に、不可避であるにもかかわらず事業者が法令違反を問われることは不合理である。</p> <p>妊娠と診断された旨を事業者に速やかに申し出ず、診断以降申し出までの線量が線量限度を超えている場合は、申し出後において放射線業務に従事させないことが事業者の実施すべきことと考える。</p>
根拠法令等	<p>電離放射線障害防止規則 第6条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第7条 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第20条第2項</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局労働衛生課

エネルギー(11)	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業許可
規制の現状	放射性同位元素(一体不可分等の機器を含む)を賃貸する場合、放射線障害防止法の賃貸業許可が必要となる。
要望内容	放射線障害防止法上の賃貸業許可について、ファイナンス・リースは適用除外とすべきである。
要望理由	<p>ファイナンス・リースの場合、ユーザーへの物件の搬入・設置等はメーカーが行い、リース物件の維持・管理はユーザーが行うため、本法による賃貸業の許可要件は過重なものとなっている。また、不測の事態の発生等の場合に、リース会社が直接取り扱わないよう、ユーザーとのリース契約若しくはメーカー等との売買契約等により手当てすることも可能である。</p> <p>本年6月に実施された集中受付月間における本要望への回答では「義務の軽減について、検討し措置する」となっているが、ユーザーの設備調達手段の選択肢を広げる観点から、ファイナンス・リースについては賃貸業許可を不要としてほしい。</p>
根拠法令等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第4条、第29条
制度の所管官庁及び担当課	文部科学省科学技術学術政策局原子力安全課

エネルギー(12)	ボイラー・タービン主任技術者の複数事業場兼務要件の緩和【新規】
規制の現状	300kW以上のタービン発電施設については、ボイラー・タービン主任技術者を選任しなければならない、同一の、あるいは隣接する構内でなければ2つ以上の事業場を兼任することはできない。
要望内容	ボイラー・タービン主任技術者が、同一または隣接する敷地内でなくとも、例えば移動距離を制限する等によって、複数の事業所を兼務できるよう要件を緩和すべきである。
要望理由	事業所の広さ、また隣接等の位置関係によらず、施設間の距離などによって兼任可否を判断することは、主任技術者の業務遂行上障害となることはなく、施設の安全性確保にも問題ないと考えられる。 上記要望の実現により、中小の発電設備においても、より効率的な人員配置が可能となる。
根拠法令等	電気事業法施行規則 第52条第3項 主任技術者制度の運用について(平成11年9月11日 資公部第278号)
制度の所管官庁 及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(13)	中小規模の地熱発電における主任技術者の不選任【新規】
規制の現状	1000kW未満の地熱発電では、ボイラー・タービン主任技術者、1000kW以上の地熱発電所では、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任しなければならない。
要望内容	1000kW未満の地熱発電所におけるボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とすべきである。
要望理由	地熱発電においてはボイラー等がなく、発電設備も小規模であり、扱う危険物も少ないため、ボイラー・タービン主任技術者を選任せずとも安全性確保に問題はないと考えられる。 またこれにより、クリーンエネルギーである地熱発電の開発促進に繋げることができる。
根拠法令等	電気事業法施行規則 第52条
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(14)	エネルギー管理者の兼任
規制の現状	第1種エネルギー管理指定工場および第2種エネルギー管理指定工場においてはエネルギー管理者(員)を選任する必要があるが、エネルギー管理者(員)は、複数の事業場を兼任することはできない。
要望内容	日常の維持管理業務に支障のない範囲であれば、複数の事業場のエネルギー管理者(員)の兼任を認めるべきである。
要望理由	<p>管理する工場の規模、距離等により一定の制限を設けることによって、複数の事業場を兼任しても、日常の維持管理業務における責任は十分に果たすことができる。</p> <p>上記要望が実現すれば、設備や法に精通した専門知識をもつ者が実務を推進でき、エネルギー管理者(員)の信頼性向上、人材の有効活用につながる。</p>
根拠法令等	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 第7条、第9条の2、第11条の5
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁省エネルギー対策課

エネルギー(15)	第一種電気工事士の定期講習受講義務の見直し
規制の現状	電気工事士法に基づく第一種電気工事士は、やむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士の免状を受けた日から5年以内毎に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。
要望内容	定期的な社内研修等により、適切に最新の電気工事および保安に関する知識、関係法令等に関する知識を更新していると認められる電気工事士については、定期講習の受講義務を免除する等の緩和措置を講じるべきである。
要望理由	<p>多くの電気工事士は実務の中で常に新しい技術、法令等の知識を習得している。</p> <p>本年6月に実施された集中受付月間では、本要望について「受講者等の負担軽減という観点から、講習内容及び講習方法の見直しを行い、措置する」旨の回答得ているが、定期的な社内研修によって、現状の定期講習を受講するよりも有効に知識の更新を行うこともできることから、カリキュラム、研修内容の報告等により適切な社内研修をおこなっていることが認められる企業の電気工事士については受講義務を免除することも検討すべきである。</p>
根拠法令等	電気工事士法 第4条の3
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(16)	電気主任技術者委託契約の相手先の要件緩和【新規】
規制の現状	太陽電池、燃料電池以外の発電設備を設置する需要家が電気主任技術者を委託する場合、設置者が当該事業場に備え付けている場合を除き、騒音計、振動計、回転計等の機械器具を所有していなければいけない。
要望内容	騒音計、振動計、回転計をリースにより保有する、または発電設備の計器盤の情報により騒音、振動、回転数を計測できれば委託先の電気主任技術者が所有していなくても良いことにすべきである。
要望理由	リースによって所有する、発電設備の計器盤の情報により騒音、振動、回転数を計測することにより、計器の合理的な運用を図ることができ、発電設備の運用に要する費用を軽減できる可能性が拡大し、コージェネレーション等の分散電源の普及に資することができる。
根拠法令等	電気事業法施行規則 第52条第2項、第52条の2 電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示を定めた件(平成15年7月1日 経済産業省告示第249号)
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(17)	電気主任技術者の監督範囲及び免状交付に必要な実務経験
規制の現状	<p>電気主任技術者の監督範囲は次の通りとなっている。</p> <p>第1種 全ての電気設備の工事、維持及び運用</p> <p>第2種 構内に設置する170kV未満、構外に設置する100kV未満の電気設備</p> <p>電気主任技術者の免状交付に必要な実務経験は次の通りである。</p> <p>第1種 電圧5万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用</p> <p>第2種 電圧1万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用</p>
要望内容	<p>第2種電気主任技術者の監督範囲を以下のように拡大すべきである。</p> <p>構内に設置する275kV以下の電気設備</p> <p>構外に設置する110kV未満の電気設備</p> <p>免状交付に必要な実務経験の電圧レベルを引き下げるべきである。</p> <p>第1種 1万V以上</p> <p>第2種 5千V以上</p>
要望理由	<p>電気技術の進歩により、機器の信頼性も格段に向上しているとともに、電気ロス低減を目的に、一般需要家への送電電圧も高くなってきている。こうした技術進歩、電力環境の中、効率的運用を行うために、第2種電気主任技術者の監督範囲を拡大すべきである。</p> <p>5万V以上の設備と1万V以上5万V未満の設備を比較した場合、あるいは1万V以上の設備と5千V以上1万V未満の電気設備を比較した場合、設備的に大きな差はなく、また保安監督レベルについてもほぼ同等であると考えられる。一方、工場の構内における電気工作物はその多くが5万V未満の設備であることから、特に第1種主任技術者の資格を得るための実務経験要件を満たすのは非常に困難なのが実情である。また実務経験を蓄積させるためには意識的業務配置を行わなければならないなど、主任者育成を阻害する要因にもなっており、これらの問題を勘案すると、上記電圧範囲が現実的である。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法施行規則 第56条</p> <p>電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令 第1条</p>
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(18)	維持流量発電設備の安全管理審査対象からの除外【新規】
規制の現状	3万kW未満(ダムの高さが15m未満)の水力発電設備を設置する場合は安全管理審査対象とはならないが、維持流量発電設備を設置する場合、既設の水力発電設備と併せた出力の合計が3万kW以上となる場合には、安全管理審査対象となる。
要望内容	維持流量発電設備は、新たなダム開発を伴わない、既設水力発電設備の水路から分岐した小容量(数百～千数百kW程度)の発電設備であり、上記安全管理審査対象外とすべきである。
要望理由	維持流量発電設備は、既設発電所の水路を分岐して使用するもので、水車および発電機は既設発電機とは別地点に設置されるものであり、発電所新設と同じと考えられる。 また出力も小容量であり、保安面での影響も少ないことから、現状の安全管理審査対象外設備(3万kW未満)と同等な扱いとすることが適当であると考えられる。
根拠法令等	電気事業法 第50条の2 電気事業法施行規則 第73条の2
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(19)	水力発電所の制御方式変更に伴う届出の廃止【新規】
規制の現状	出力500kW以上の水力発電所の附帯設備のうち、発電所の運転を管理するための制御装置改造であって制御方式変更を伴うものは工事計画届出が必要である。
要望内容	水力発電所の制御方式変更時の工事計画届出を廃止すべきである。
要望理由	<p>工事計画届出の趣旨は、公共の安全上重要な工事について、技術基準への適合性確認等の観点から届出の義務を課すものであるが、水力発電所の遠方監視制御装置等が万一故障しても、直ちに運転の支障は生じない。また、水力発電所の無人化率(一般電気事業者10社計)が99%を超えている中で、これまで制御装置の不具合を原因とする主要電気工作物の損壊等、重大な事故は発生していない。このため、水力発電所の制御方式変更手続きの簡略化を求める。</p> <p>なお、変電所における同様な工事に伴う届出は平成10年10月の電気事業法改正によって不要となっている。</p>
根拠法令等	電気事業法 第48条 電気事業法施行規則 第65条、別表第2
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(20)	河川法に基づく水利使用許可申請の簡素化【新規】
規制の現状	<p>河川において河川水を発電に利用する場合、一級、二級、準用河川はもちろん、普通河川(河川法の適用外)においても河川法適用河川へ指定するための手続き(河川指定手続き)を行い、河川法に規定される水利使用に係る許可を受ける必要があり、既得水利権(例えば、灌漑用水)があっても使用目的が異なれば新たに許可を受ける必要がある。また、発電に利用する水利権は、その規模(使用水量)に関らず特定水利使用となり、許可を受ける必要がある。</p> <p>以上、この許可を得るための申請手続きは、対象河川、既得水利権の有無、使用水量の大小に関らず同様の手続きが必要であるが、これらの手続きは非常に煩雑であり、申請書作成に多大な労力を要する。</p>
要望内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象河川別に提出書類の一部省略を認める ・既得水利権の使用水量内であれば、提出書類の一部省略を認める ・使用水量が軽微(例えば、0.5m³/s以下)の場合には、提出書類の一部省略を認める <p>等、申請手続きの簡素化を行うべきである。</p>
要望理由	<p>マイクロ水力発電は、発電設備的には山間部溪流での自然の湍や既設砂防ダムを利用した取水、既設上水取水設備や農業用取水設備での遊休落差等を利用するものであり、ダム等の新たな河川工作物の設置がない。また、使用水量が従来の発電専用設備と比較して極端に小さく、減水区間も生じない場合が殆どであることから、河川に与える影響も軽微であると考えられる。</p> <p>クリーンエネルギーである水力発電のうち、身近な未利用落差を利用するマイクロ水力発電は開発地点が多くあり、日常生活や福祉の向上の分野、地域エネルギーを利用した環境学習や環境啓蒙の分野として、地域の公共施設での利用が考えられる。また初期建設費も小さいことから有望視されているが、上記申請手続きの煩雑さが、現在普及の阻害要因の1つとなっている。</p>
根拠法令等	<p>河川法 第23条、24条、26条 河川法施行規則 第11条</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省河川局水政課

エネルギー(21)	ハイサルファーC重油の関税の見直し
規制の現状	制度的には海外の安価な製品を自由に調達できることになっているが、ハイサルファーC重油に課せられている高関税率は、事実上の輸入障壁となっており、ハイサルファーC重油を原料として使用する製造業の競争力を削ぐ結果となっている。
要望内容	ハイサルファーC重油に課せられている関税を早期に見直すべきである。
要望理由	ハイサルファーC重油にはキロリットル当たり3,202円の関税が課せられている。平成14年度以降、関税率は、従来のキロリットル当たり3,415円から6%引き下げられ、3,202円になったが、依然として事実上の輸入障壁であることに変わりはない。引き続き一層の見直しを求める。
根拠法令等	関税暫定措置法 第2条第1項
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁石油精製備蓄課

エネルギー(22)	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減
規制の現状	C重油を輸入するためには、需要家が、輸入重油1日当たり使用量の70日分を備蓄しなければならない。
要望内容	備蓄義務を軽減すべきである。
要望理由	備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用しても結局のところメーカーがそのコスト分を負担せざるを得ない。
根拠法令等	石油の備蓄の確保等に関する法律
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁石油精製備蓄課

エネルギー(23)	民間規格の規制基準への充足性の迅速な確認と活用【新規】
規制の現状	<p>国は、電気事業法等に基づく規制基準は要求性能を中心とした規定とし、その実現方法として学協会規格をはじめとする民間規格を積極的に活用する方針に従って改正を進めていくとしている。2002年12月から、日本機械学会の維持規格2000年版の技術評価を実施中であり、4月から5月にかけて評価結果につきパブリックコメントを実施している。また、設計・建設規格、維持規格2002年版についても4月および5月から技術評価を開始している。</p> <p>しかし、電気事業法関係の省令(省令62号他)から引用される民間規格は、これ以外にも20件以上存在する。また、これらは今後定期的に見直しを実施されていく。</p>
要望内容	<p>民間規格の積極的な活用の実現のため、従来から規制基準として引用されている民間規格については、その実績を十分に尊重したり、当該規格策定に際しての学協会での公正、公平、公開を重視した策定プロセスを尊重するなど、合理的かつ迅速に規制に反映させる認証手続きを整備すべきである。</p>
要望理由	<p>現在国では、民間規格「維持規格」「設計建設規格」の活用について、精力的に進めているが、これ以外の民間規格は省令62号関連でも20件程度あり、更にこれらについては、今後定期的に変更されていく。これらおよび今後発生する新たな民間規格をも対象とした、国による合理的かつ迅速な民間規格の認証に向けての手順を確立することが必要となっている。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第39条第1項を受けた省令62号 第54条、55条を受けた省令77号 等</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課、原子力発電安全審査課 等</p>

エネルギー(24)	兄弟会社間の電力特定供給
規制の現状	50%以上の直接出資がある親子会社間には、電気事業法第17条第2項第1号の「密接な関係」にあたるとされ、電力特定供給が許可される。しかし、親会社傘下の子会社間では、電力特定供給は許可されない。
要望内容	親会社傘下の子会社間での特定供給を可能とすべきである。
要望理由	<p>自家発の余剰電力を供給する際に、供給者と需要家の間で密接な関係があれば、自家発自家消費に類似した性格のものとして電力の直接供給(特定供給)が許可されるが、その許可要件が厳しくなっている。</p> <p>親会社傘下の複数の子会社は実質的には一体の会社となっている。平成17年度より50kW以上の需要家については原則自由化されるが、持株会社化等による企業再編が急速に進む状況下、早急に持株会社傘下の子会社間で特定供給が可能との見解を示して欲しい。</p>
根拠法令等	電気事業法 第17条第2項第1号 電気事業法施行規則 第21条 電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12年3月16日資第1号)
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁電力市場整備課

エネルギー(25)	自然公園特別地域内の地熱資源利用に向けた開発の許可【新規】
規制の現状	<p>国立公園及び国定公園の特別地域内では、地熱発電のための建築物を新規に設置することは認められていない。</p> <p>また、普通地域もしくは公園外に基地を設け、傾斜井により特別地域の地下部分の開発を実施することも、実質認められていない。</p>
要望内容	<p>自然公園特別地域内への小規模地熱発電設備の設置(坑井及び発電ユニット)を許可すべきである。</p> <p>自然公園外もしくは自然公園普通地域からの傾斜坑井による特別地域内の地熱資源開発を許可すべきである。</p>
要望理由	<p>自然公園内には有望な地熱資源が存在しており、例えば、資源エネルギー庁:21世紀に向けた発電技術懇談会資料によれば、開発可能資源量は、特別地域内に114万kWあるとされている。</p> <p>地熱発電は、二酸化炭素の排出量の少ないクリーンなエネルギーであり地球温暖化防止に役立つばかりでなく、他の自然エネルギーと比較して利用率が格段に高いというメリットがあり、地熱資源の有効活用は地球環境保全につながる。</p> <p>また、地熱開発技術の向上により、傾斜井により地上部への影響を回避した地熱資源の開発が可能であり、また環境負荷の少ない中小規模ユニットによる発電も可能になりつつあり、自然公園の景観等への影響も最小限に抑えることができる。</p>
根拠法令等	<p>自然公園法施行規則 第11条 国立公園及び国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項(昭和47年3月14日 環自企第232号、47公局第240号) 「国立、国定公園内における地熱開発に関する意見」について(昭和54年12月24日 環自保第494号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省自然環境局国立公園課

エネルギー(26)	内燃ガスタービンの法定定期自主検査及び安全管理審査
規制の現状	内燃ガスタービンの場合、定期自主検査の範囲はガス圧縮機のみとなっている。従って定期(個別)安全管理審査もこれを対象に実施される。
要望内容	内燃ガスタービンの法定定期自主検査と安全管理審査は廃止すべきである。
要望理由	<p>主機のガスタービン本体を対象外とし、補機のガス圧縮機のみを対象としていること、及びガス圧縮機は燃料条件により使用しない設備があることと考え、対象の選定が適当でない。</p> <p>昨年度の内容の要望に対し「ガスタービン本体は、メーカー等により適切なインターバルでメンテナンスを受けなければ運転できないことや、万が一の事故時においても破損片がケーシング内に止まることから、定期自主検査の対象から除外した」とあるが、ガス圧縮機についてもメーカー等により適切なインターバルでメンテナンスを受けなければ運転できず、またメーカーの定めた点検整備計画に基づき自主的に管理しており、ガスタービン本体と同様の安全性は確保され则认为される。</p>
根拠法令等	電気事業法施行規則 第94条
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(27)	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査周期の延長【新規】
規制の現状	<p>電気事業法施行規則第94条の2において、ガスタービンの定期自主検査は2年(1万Kwを超える)、3年(1万kW未満)以内に行うとされ、また一定条件を満たせばそれぞれ最大で1ヵ月、3年の延長が認められている。</p> <p>一方、炉頂圧ガスタービンについては、「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について」により、前回検査より運転時間が15,000時間を超えない、あるいは3年を超えない時期に定期自主検査を行うとされている。</p>
要望内容	<p>炉頂圧ガスタービンについても、電気事業法施行規則第94条の2第2項「…前項に規定する時期に定期自主検査を行う必要がないと認めて、…定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき」の趣旨を鑑み、通常の高圧ガスタービンと同様、同規則同条第1項に定める定期自主検査時期を実質的に延長(1ヶ月程度)できる通達とすべきである。</p>
要望理由	<p>一般的な炉頂圧ガスタービンは2年弱で運転時間15,000時間を越えることになり、実質的に通達による定期自主検査時期の延長が受けられない。</p> <p>炉頂圧ガスタービンについても、「定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例」に示される条件を満たしていれば、時期延長を認めても問題ないと考えられる。</p> <p>上記要望の実現により、炉頂圧ガスタービンの工事時期等の制約が緩和され(具体例を挙げると定期周期が2年を切るケースと2年を超えるケースを比較すれば、後者の方が年間計画を立てやすい)、より効率的な運用がはかれる。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法施行規則 第94条の2 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年2月19日原院第6号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(28)	火力設備における定期自主検査周期延長の拡大【新規】
規制の現状	<p>火力設備のうち、ボイラー及び蒸気タービンの定期自主検査周期については、下記の通り、基本周期に加え一定条件を満足することにより、更なる延長が認められている。</p> <p>ボイラー・・・基本周期(2年)+延長(24月)+延長(1月) 蒸気タービン・・・基本周期(4年)+延長(1月または3月) ボイラーと蒸気タービンで最大延長した場合の定検周期に不整合が生じている。</p>
要望内容	<p>ボイラーにも、蒸気タービンと同様に3月延長条項を追加規定すべきである。(一定の条件を満足すれば、1月または3月の延長が認められるようにする。)</p>
要望理由	<p>蒸気タービンの定検周期は、延長条項も加えると最大で51月(48月+3月)となる一方、ボイラーの定検周期は延長条項を加えても最大で49月(24月+24月+1月)であり、定検実施期限がボイラーと蒸気タービンで不整合が生じる。(ボイラー24月延長が承認された発電設備については、結果して期限の短いボイラーに合わせて蒸気タービンも定検を実施することになるため、タービン3月延長制度を活用できない。)</p> <p>ボイラーの定期自主検査周期に3月延長制度を織り込むことで、夏期前に定検をしなければならなかった発電設備が秋期開始が可能となり、定期自主検査を最大周期で実施することで長期的にみれば修繕費の抑制にも繋がることとなる。また、夏期定検を回避することで、夏期における供給力の安定確保にも寄与することができる。</p>
根拠法令等	<p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年2月19日原院第6号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>原子力安全・保安院電力安全課</p>

エネルギー(29)	既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略【新規】
規制の現状	事業者が火力発電所のリプレース等を実施する場合、環境影響評価の対象事業は、出力規模のみで規定されているため、環境負荷が増加しない場合においても、法律により一律に環境影響評価の実施が義務づけられている。
要望内容	現況と比較して環境負荷が増加しない場合(リプレース等の場合)については、環境影響評価の対象事業から除くなど、環境影響評価の省略を可能とすべきである。
要望理由	<p>既設火力発電所で、環境保全協定等を締結し、苦情等もなく健全に運転されている場合には、自治体、地域住民にとって環境上問題のないことを示す明らかな事実と考えられる。発電所の建替等の場合で、環境負荷が増加しない場合に、現行規制のように、一律に新たな環境影響評価を課すのは、合理性を欠く。</p> <p>また、地球温暖化対策の観点から、コンバインド発電プラントなどへの更新は二酸化炭素排出量の削減を図ることができることから、国は補助制度を創設し老朽石炭火力発電の天然ガス化転換を進めている。さらに環境影響評価の省略が行われて着工までの期間が短縮されれば、各事業者の経営判断のもと、より一層二酸化炭素排出量の削減を図る設備への更新を進めることができる。</p>
根拠法令等	環境影響評価法 第2条第3項 環境評価法施行令 第6条 電気事業法 第46条の2 発電所に係る環境影響評価に関する質疑応答集(平成11年8月 資源エネルギー庁)
制度の所管官庁及び担当課	環境省総合環境政策局環境影響評価課 原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(30)	都市公園における22(33)kV配電用変圧器の設置
規制の現状	都市公園に変電所を設置する場合、地下に設け、変電所頂部と地面との距離が原則として3m以下としないこととされている。
要望内容	変電所のうち22(33)kV配電用変圧器については、上記規制対象から除外し、公園管理者の許可を受けた場合には地上への設置を可能とすべきである。
要望理由	<p>昨年度の要望において、電線類の地中化に必要な変圧器等の地上設置機器は、都市公園法第7条第1号の「その他これらに類するもの」に該当し、地上設置機器の設置が、公衆の都市公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ない場合に限り、公園管理者が設置を許可するとの回答があった。</p> <p>また本年6月の規制改革集中月間における2次回答において「公園施設以外の占有については、公共性の強いもの、公園の機能との関連性を有するものや公園のオープンスペースとしての特性を生かしたもの等の必要やむを得ないものに限って認めている」との見解が示されている。</p> <p>22(33)kV配電用変圧器は、電線類の地中化に必要な地上設置機器と同様、当該公園や周辺需要家への電力供給の用に具する「公共性の強いもの」である。またその占有面積は4㎡程度であり、地中化に必要な地上設置機器と比べれば大きい、一般的な変電所(800㎡程度)に比べ十分に小さく、都市公園での占有が、都市環境の向上や災害防止といった目的を阻害するとは考えられない。</p> <p>一概に、当該変圧器の地上設置を禁ずるのではなく、電線類の地中化に必要な地上設置機器と同様、設置場所や設置規模等を勘案し、公衆の都市公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ない場合には占有を許可できるようにすべきである。</p>
根拠法令等	都市公園法 第7条 都市公園法施行令 第12条
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

エネルギー(31)	マイクロガスタービン発電設備の小出力発電設備扱い【新規】
規制の現状	<p>現行の小出力発電設備は以下のとおりとなっており、マイクロガスタービンは容量に関係なく事業用電気工作物に位置付けられ、電気主任技術者の選任および保安規定の提出等が義務付けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20kW未満の太陽光・風力発電設備 ・10kW未満の水力・内燃力発電設備
要望内容	300kW未満のマイクロガスタービン発電設備を小出力発電設備とすべきである。
要望理由	<p>マイクロガスタービン発電設備は、二酸化炭素排出抑制、燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障に貢献できる分散型電源であるが、現在は大型発電設備と同レベルの規制を受けており、普及への障害となっている。</p> <p>現在各社からの販売により設置台数が増加中であるが、安全性の確認を前提に小出力発電設備に位置付けることによって、より一層の普及を図ることができる。</p>
根拠法令等	電気事業法 第38条第2項 電気事業法施行規則 第48条第4項
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(32)	常用防災兼用ガスタービン発電設備に係る技術指針の見直し【新規】
規制の現状	<p>①常用防災兼用発電設備(建物の消防設備に対し、常時安定して電力を供給することに加え、停電時にも非常用電源として電力を供給できる発電設備)は、燃料供給の途絶に備え、定格負荷における連続運転可能時間に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料を保有することが定められている。ただし、都市ガスを用いる常用防災兼用発電設備のうち、「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において「都市ガスの安定供給ができる」と認定された常用防災兼用発電設備は、予備燃料の設置が不要である。</p> <p>②自家発電設備を非常用電源とする場合、常用電源の停電後40秒以内に、電圧確立及び投入がされなければならない。 起動時に予備燃料を用いるガスタービン発電設備については起動後、主燃料であるガスの供給を受けるまでに約2分以内の時間を必要とするものがあるため、「都市ガスの安定供給ができる」場合でも①に規定される量の起動用予備燃料の保有が求められる。</p>
要望内容	<p>都市ガス専焼の常用防災兼用ガスタービン発電設備に関して、地震時に都市ガスの供給安定性が確保される場合で、設備の起動時にのみ予備燃料を使用する設備の予備燃料の保有量については、定格負荷における連続運転可能時間より短い時間の連続運転に足る量でも可能となるよう、技術指針等の中で明確にすべきである。</p>
要望理由	<p>都市ガス専焼の常用防災兼用ガスタービン発電設備には、高い圧力でのガス供給を行うためのガス圧縮機を必要とする設備がある。非常時にこのようなガスタービン発電設備を起動するためには、ガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの時間(約2分以内)が必要であり、その後都市ガス導管からのガス供給が可能となる。</p> <p>この際、この常用防災兼用ガスタービン発電設備が「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において「都市ガスの安定供給ができる」と認定されていれば、その後は、都市ガス導管による燃料の安定供給が確保できる。</p> <p>しかし、自家発電設備に要求される電源投入までの所要時間(40秒以内)を満たすことができないため、電源投入当初からガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの間は、予備燃料を使ってガスタービン発電設備を運転することとなる。</p> <p>この場合、予備燃料を用いる時間は、ガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの短時間(約2分以内)であるが、現行の技術指針では、この方式に用いる予備燃料の保有量が規定されておらず、実際には定格負荷における連続運転可能時間に消費される燃料と同じ量以上の予備燃料の設置が求められることとなり、過剰な設備投資となっている。</p>
根拠法令等	<p>自家発電設備の基準(平成13年3月30日消防庁告示第26号) 消防設備用発電設備技術指針(消防庁予防課監修、(社)日本内燃力発電設備協会、消防用設備の電源としての自家発電設備検討委員会)</p>
制度の所管官庁及び担当課	消防庁予防課

エネルギー(33)	ナトリウム・硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和
規制の現状	<p>ナトリウム・硫黄電池(以下「NAS電池」という)については、材料としてナトリウムと硫黄を使用していることから消防法上の危険物施設の扱いを受け、建築基準法では用途地域により設置できる危険物の量が制約されている。</p> <p>このため、工業地域及び工業専用地域といった限られた場所を除いては、設置の際に建設省住宅発第65号に基づき、公開による意見の聴取(公聴会)及び建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁の許可が必要である。</p> <p>現在、特定行政庁の指導の下、上記手続きを実施しているが、住民説明や同意書の提出を求められる等、手続きに多大な労力と時間(少なくとも3ヵ月以上)を要しており、また、上記手続きの煩雑さから設置計画がなくなる等、普及の阻害要因となっている</p>
要望内容	<p>高い安全性が認められているNAS電池については、建築基準法の用途地域の規制を廃止すべきである。</p>
要望理由	<p>電力負荷の平準化を目的に開発されたNAS電池については、耐火性能のあるキュービクル内に設置されており、電池本体の安全性能についても消防庁の外郭団体である危険物保安技術協会で試験確認を受けている。また数多くの実証試験等によって技術面・安全面で良好な結果を得ている。</p> <p>消防庁も、NAS電池を消防法上の危険物として扱うものの、有識者による委員会での安全性検討を踏まえ、これまで制約となっていた位置、構造の基準や監視方法についての規制を既に緩和している。(「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」平成11年6月2日 消防危第53号)</p> <p>集中受付月間における同要望について「用途地域ごとにナトリウム、硫黄等の危険物の貯蔵量を制限しているが、…当該制限の見直しに関して検討し、措置する」との回答を得ている。前述のとおりNAS電池は技術面・安全面において既に立証された技術であり、加えて、現在に至るまで危険物に関わる事故も生じておらず、周辺住民に対して多大な影響を与えるおそれはないことを鑑み、NAS電池については全て、建築基準法の用途地域の規制を受けることなく、工業専用地域以外の変電所内やビル内にも広く設置できるよう認めるべきである。</p>
根拠法令等	<p>建築基準法 第48条 建築基準法施行令 第130条の9 ナトリウム・硫黄電池を設置する建築物に係る建築基準法第48号第4項から第10項までの規定に関する許可の運用について(平成11年7月12日 建設省住街発第65号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省住宅局市街地建築課

エネルギー(34)	ナトリウム・硫黄(NAS)電池の常用・非常用電源兼用に向けた法整備【新規】
規制の現状	<p>①消防法では、一部の消防用設備等には非常電源(非常用電源専用受電設備、自家用発電設備及び蓄電池設備)の付置が義務付けられており、蓄電池設備については「蓄電池設備の基準」に適合するものとされているが、ナトリウム・硫黄電池(以下「NAS電池」という)等の新型蓄電池は認められていない。</p> <p>②またNAS電池は常用と非常時電源の兼用できる機能をもつが、消防法施行規則では、非常用電源は停電時のみ切替え、常用電源が復旧した時には自動的に非常用電源から常用電源に切替られるものと定義されている。</p>
要望内容	<p>①「蓄電池設備の基準」にNAS電池等の新型蓄電池を非常用電源に適合するものとして追加すべきである。</p> <p>②「常用電源が復旧した時は、自動的に非常電源から常用電源に切り替える」とする規定を撤廃し、NAS電池等の新型蓄電池の常用・非常用電源の兼用を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>現状NAS電池を用いた非常電源システムは、個別システム毎に(財)日本消防設備安全センターに評価申請をしている。また、非常用としての使用が認められても、兼用ができないために常用と非常用に蓄電池設備を二重に設置しなければならない。</p> <p>NAS電池等の新型蓄電池は、主にピークカット用電源として利用されているが、非常用の電力を保存して非常電源機能を持たせたシステムも可能であり、上記要望実現により、一層の普及が図れるとともに、設備の有効利用によるより経済的な防災システムが構築できる。</p>
根拠法令等	消防法施行規則 第12条第4号のハ 蓄電池設備の基準(平成13年5月11日消防庁告示第27号)
制度の所管官庁及び担当課	消防庁予防課

エネルギー(35)	固体高分子形燃料電池の不活性ガスパージに係る義務付けの廃止【新規】
規制の現状	固体高分子形燃料電池設備は、その運転停止に際し、可燃性ガス滞留防止のため窒素ガス等の不活性ガスで置換できる構造であり、窒素ポンペを常備することが義務付けられている。
要望内容	不活性ガスパージの義務付けを廃止すべきである。
要望理由	現在、不活性ガスパージにかわる安全確保策が検討されているが、家庭用燃料電池発電システムにおいて安全性立証の可能性は高い。 窒素ポンペの設置不要により、燃料電池の設置場所の制限が緩和され、また設置コストの低減によって、一般家庭での燃料電池発電システムの普及が図れる。
根拠法令等	電気事業法 第39条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 第35条(平成9年3月27日通産省令第51号) 電気設備に関する技術基準を定める省令 第44条、第46条(平成9年3月27日通産省令第52号)
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院電力安全課

エネルギー(36)	燃料電池発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止【新規】
規制の現状	定置用燃料電池発電設備は、家庭向けの小型のものであっても発電設備として消防庁(消防署長)への設置届出が必要である。
要望内容	家庭用燃料電池発電システムについては設置届出を不要とすべきである。
要望理由	給湯湯沸器(個人住居用、あるいは70kW未満)や変電設備(50kW未満)は、届出不要であり、発電機能付き給湯湯沸器ともいえる家庭用燃料電池発電システムについても届出不要とすべきである。 上記要望の実現により、設置に係る負担を軽減でき、家庭用燃料電池の普及促進につながる。
根拠法令等	火災予防条例(例) 第44条 東京都火災予防条例 第57条
制度の所管官庁及び担当課	消防庁予防課

エネルギー(37)	燃料電池の建築物からの離隔距離
規制の現状	燃料電池発電設備は、家庭向けの小型のものであっても、火力発電設備に準ずるとされ、建築物から3m以上の距離を保たねばならない。消防長または消防署長が火災予防上支障がないと認める場合はこの限りではないが、例えば東京都火災予防条例では、離隔距離は最小0.6mとなっている。
要望内容	燃料電池の建築物からの離隔距離を、家庭用ガス給湯器(12~70kw)と同等の、上方60cm、側面15cm程度とすべきである。
要望理由	現在各社が開発中の家庭用燃料電池システムは、キュービクルの表面温度が60℃以下であり、木壁面温度も100℃以下になるため、離隔距離を0.1mとしても火災予防上問題ない。上記見直しにより、家屋、マンションなどに容易に設置できるようになり、家庭用燃料電池の普及促進につながる。
根拠法令等	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第5条、第16条第五号(平成14年3月6日公布、平成15年1月1日施行) 東京都火災予防条例第12条 他
制度の所管官庁及び担当課	消防庁予防課